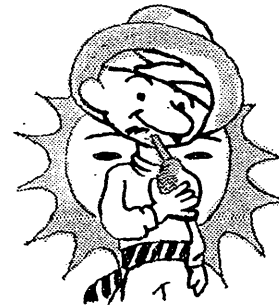


雇用災害法の 給付事故と範囲



Humberto A. Podetti (アルゼンチン)

本稿には、雇用災害法の全般的な研究が示されており、この研究は社会保険のこの部門に現われた現代の動向について、歴史的な解説も含んでいる。

法律によって規定された使用者の責任は、災害が発生した時点に、使用者と労働者の間で雇用契約によって示されたある法律上の関係が存在することに依存している。雇用災害にかんする法律と実務は、双方とも発生した傷害と使用者により組織された活動との間に、多少直接的な結び付きのあった初期の状態から離れる傾向があった。

不可抗力もしくは通勤途上の場合を雇用災

害に含めるのは、リスク(危険)を社会化した後使用者の責任を依然として要求する正当性について、論議を招くことになった。この議論は使用者に当人の方策を超えた責任を負うように要求するのが不公平であり、したがって、社会保障制度に固有な社会連帯の基本原則により、廃疾に対する強制的な保護の手段で、社会が補償すべきであるという場合に適用される社会的なリスクの理論という結果を導き出した。

社会保障制度に雇用災害を含める場合に生ずる困難があったにもかかわらず、その当時に貫かれていた考え方は、これと同一の線に沿っていた。

アルゼンチンの国法は従業員に生じた労働災害と職業病に対して、使用者に責任を負わせている。補償の最高額は、死亡事故もしくは永久的完全廃疾の場合における60万ペソである¹。一時的労働不能に対する補償は、賃金日額の75%と定められ、これは傷害の発生した日から支払われる。労働不能が30日以上であれば、支給率は賃金の100%に引き上げられている。

さらに、いずれの場合にも、使用者は災害を蒙ったり、職業病に罹った人びとに、無料の医療と薬剤を提供し、また、死亡の場合には、最高5万ペソまでの葬儀給付を支払うことが要求されている。

規定された手当を受給する直接的な受給者について、最近採用された改正のうち、ある改正は退職給付制度で保護された人びとのリストが併せて用いられるべきであるということの規定しており、そのような方法により、被保護者についてだけの場合でも、全社会保障給付のもつ概念上の統一を強調している。

範囲について雇用災害法に用いられた当初の判断基準は、労働の性質がとくに危険な特色をもつとみなされない場合で、しかも、機械が支配的な要素となっていない作業活動を含むように発達してきた。現在の条文は危険にかんするいずれの指示をも放棄し、他人によって雇用される者が、かれらの従事する仕事やあるいは使用者の活動に関係なく、すべてカバーされるということだけを考えている。

現行法の解説はILOの条約や勧告に含まれた関連を有する諸規定とともに、現在廃棄されてしまった諸規定を参照している。

筆者は直接的にか、あるいは雇用から生じた各種の役割と関連して、社会的な役割を取消されている人びとの起した災害の場合を引用して結論を述べている。また、かれは自分で起した傷害や責任を除外する場合にも論及している。

注1 1USドル=4新ペソ。

Contingencias cubiertasy Campo de
Aplicación de La Ley de Accidentes

del Trabajo, *Legislacion del Trabajo*, Year XIX, No. 219, March 1971, pp. 219-243; No. 59, '71.

(以上5編の「ISSA海外論文要約より」は、ISSA

(30頁からつづく)

が採用されている。

医療給付にかんする勧告は、期間もしくは金額を制限しないで、完全な医療と肉体的なりハビリテーションを提供することが不可欠であるとしている。現在、45州がそのような規定をもっており、各州の現状では、たとえば、ペンシルヴェニアは完全な医療の提供を使用者に要求し、医師の選択を労働者に認めている。ヴァージニアは必要な限り、医療給付を支給することを規定している。なお、コネティカットは顔や頭部に傷害を蒙った場合に、コンタクト・レンズと補聴器の交換や修理を使用者に義務づけている。

職業病について、勧告はすべての州が労働に関連して生じた疾病をすべてカバーすることを求めている。現在、43州は職業病の全部をカバーする規定を採用している。

適用について、法律の実施地域で幾つかの勧告が出されている。たとえば、実施によりカバーされるのは、選択より強制方式とすべきで、使用者にも、または従業員にも適用を拒否する権利を与えられるべきでない。なお、

の Advisory Committee—1967年月10—による了解にもとづき、Social Security Abstracts より採用した)

(平石長久 社会保障研究所)

いかなる職業のグループも法律の適用から除外されるべきでないし、法律は1人以上を雇用する全使用者に適用されるべきである。これらの勧告に対して現在36州はそれらの基準に該当している。しかし、一部の州は適用される事業所の従業員数を多くしたり、ある職業グループを除いたりしている。

上述した以外に、後遺症や管理・運営と調査活動にかんする勧告も出されているが、後遺性症では身体障害となった労働者に対する特殊な基金が設けられることになっており、各州でそのような基金が設けられている。管理・運営と調査活動では、各州で改革が進められている。

Florence C. Johnson, Changes in Workmens Compensation Laws in 1972, *Monthly Labor Review*, Washington, Vol. 96, No. 1, Jan. 1973, pp. 45—45.

(平石長久 社会保障研究所)